



福祉医療って なんだろう？

県内の医療機関へ受診した際に、受給者証を提示し忘れてしました。

同じ月のうちであれば、受診された医療機関へご相談ください。月が変わってしまっている場合は、医療機関から発行された領収書を福祉課へお持ちいただき、申請をお願いします。なお、県外の医療機関で受診した場合は、必ず福祉課へ申請が必要となります。

学校内や部活・下校中のけがで病院へ受診をしたいのですが…。

学校の管理下でのけがなどで、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（スポーツ保険）の給付対象となる場合は、学校へスポーツ保険の申請をしてください。
医療機関窓口で受付時に、学校管理下での負傷または疾病であることを必ず伝えいただき、福祉医療受給者証は提示せずに自己負担分をお支払いください。

障がい者で福祉医療受給者証を持っていますが、新しい受給者証が届きません。

障がい者手帳をお持ちの方は、手帳の期限に基づいて有効期間が決まります。手帳の有効期間をご確認ください。有効期間が過ぎていて、手帳更新後引き続き福祉医療の該当となった場合、手帳の引渡しの際に福祉医療受給者証もお渡しします。通常の更新と異なり受給者証は郵送しませんのでご了承ください。

【対象となる方】次のいずれかに該当し受給されていない方は申請をお願いします

●乳幼児・児童

○出生から18歳に到達する学年までの子ども

●ひとり親家庭等

○ひとり親家庭の母または父および児童※

○父母のいない児童※

●障がい者（児）

○身体障害者手帳1～3級 ○療育手帳A1・A2・B1

○精神保健福祉手帳1・2級※ ○障害年金の受給者※

※印がある資格区分は、所得制限があります。

【ご利用される皆様へのお願い】

○助成を受けるには、あらかじめ申請が必要です。資格認定された場合に受給者証が交付されます。

○受診される際は必ず医療機関の窓口へ受給者証をご提示ください。

○加入している健康保険が変わった場合には変更届の提出が必要になります。

詳細はこちら →



軽自動車・バイク等の手続きはお済みですか？



軽自動車・バイク等を所有し、下記の場合は各種手続きが必要となります。3月は窓口が大変混み合うため、早めの手続きにご協力をお願いします。

■ 転出等により軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合

■ 軽自動車・バイク等を廃車した場合

■ 他人へ譲渡した等で所有権が移転した場合

なお軽自動車等を「使用していない」または「車検が切れている」等の事由があっても、4月1日時点の所有で課税対象となります。また、原動機付自転車、小型特殊自動車は“一時的に使用しないから廃車にする”などの理由で標識を返納することはできません。

車両種別	手続き先	必要なもの
▪ 原付（125cc以下のバイク）等 ▪ 小型特殊自動車（農耕作業車含む）	市役所 税務課	ナンバープレート / 免許証 / あれば標識交付証明書
▪ 軽自動車（四輪乗用・貨物）	長野県軽自動車検査協会※ ☎ 050-3816-1854	■一般的な場合 車検証 / 手数料 / ナンバープレート（廃車時のみ） ■名義変更 新所有者の住民票 等 ※提出先へご確認ください。
▪ 125cc超～250cc以下のバイク ▪ 250ccを超えるバイク	長野運輸支局※ ☎ 050-5540-2042	

※長野県自家用自動車協会小諸支部でも手続き可能 ☎ 22-0496（旧小諸消防署隣り）